

別表(第2条関係)

住宅の不良度の測定基準(木造住宅等)

評定区分		評定項目	評定内容	不良度評点
1	構造一般の程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
2	構造の腐朽又は破損の程度	①基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているものその他小修理を要するもの	25
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるものその他大修理を要するもの	50
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
		②外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽若しくは破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
		③屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、漏りのあるもの	15
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50
		3	防火上又は避難上の構造の程度	①外壁
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20			
②屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10
4	排水設備	雨水	雨樋(各四方)がないもの	10

(備考) 一の評定項目につき、該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。